

防災設備等点検業務仕様書

1 業務の目的

本委託業務は、関係法令に基づき実施するとともに、消防設備・防災設備等を点検することにより、機能の保全を図ることを目的とするものである。

2 一般事項

- (1) 本委託業務は、契約書、本仕様書、図面及び関係法令に基づき実施するものとする。
- (2) 法に定められた消防設備、防災設備等の点検は、法に定める有資格者において実施しなければならない。
- (3) 受託者は、点検業務に先立ち監督員と日程調整等を行い施設運営及び管理に支障の無きようにすること。
- (4) 点検業務期間中は、点検開始および終了時に必ず監督員に連絡すること。
- (5) 作業にあたっては、関係法規を遵守すると共に、労働者への安全教育を徹底し、安全の確保を図り災害予防に努めなければならない。
- (6) 点検作業中に、対策しなければならない重大な故障部分または不具合箇所を発見した場合は、速やかに監督員に報告すること。
不具合箇所等については、この仕様書等に明記されていない場合でも、軽微なもの又は点検時において処理できるものについては、乙の責任において処理(小修理を含む)するものとする。
- (7) 履行期間内における消防用設備の警報、不具合、故障等については、誠意をもって調査、処理するものとする。またそれに要した費用は、監督員と協議し決定するものとする。
- (8) 受託者は、段階点検終了後速やかに点検結果の書類を作成し、報告すると共に、定められた時期に監督官庁への届け出の代行を行わなければならない。
なお、この報告にかかる費用は全て受託者の負担とする。
(監督官庁(消防署)への報告は、平成29年度機器点検及び総合点検後に行うこと)
- (9) 点検は、現有設備において行うものであり、仕様書に記載された点検数量と実施数について差異が生じても設計変更はしないものとする。(著しく相違がある場合は、監督員と協議)
- (10) 業務履行終了時には、完成図書として消防設備等の配置図面、数量調書を作成し提出しなければならない。
- (11) 消火器の点検は、関係法令に従い外観点検並びに内部確認及び機能の確認を行うものとする。
なお、内部確認及び機能の確認は、抽出して実施するものとする。抽出に際しては予め製造年別に区分し、点検計画書を作成し監督員の承諾を得ること。放射確認を行った場合の薬剤及付属消耗品等は、受託者の負担とする。
- (12) 点検によって使用した消防設備等は、適正なる処理(乾燥、充填、格納等)を行い機能の確認を

再度行うこと。

- (13) 業務の履行に際し発生する廃棄物並びに仕様書で指定する廃棄器具の処分については、適正に行うこと。またそれに要する費用は、受託者の負担とする。
- (14) 点検において不良、不具合が発見された場合は、その内容の詳細及び概算見積書を作成し、監督員に提出しなければならない。
- (15) 点検を終了した設備機器には、点検済みのシール又はラベル等を貼付し明瞭にしなければならない。
- (16) 浄化センター(終末処理場、ポンプ場)に入場する場合は、浄化センターが定める作業入場届書を提出し監督員の承諾を受けること。また、入場に伴う届け出に添付される注意事項は、厳守しなければならない。
- (17) その他疑義のある場合は、監督員と協議すること。

3 業務の内容

(1) 防火対象物及び 消防設備等の概要

防火対象物名称	構造・階数	延床面積 届出面積 (m ²)	消防設備等
管理本館	RC造 地下1階、地上3階	1,781.71	・消火器 ・放送設備 ・自動火災報知設備 ・誘導灯設備
電気棟	RC造 地下1階、地上1階	494.65	・消火器 ・放送設備 ・自動火災報知設備 ・誘導灯設備
送風機棟	RC造 地下1階、地上2階	995.96	・消火器 ・放送設備 ・自動火災報知設備 ・誘導灯設備
スクリーンポンプ棟	RC造 地下4階、地上2階	2,834.47	・消火器 ・放送設備 ・屋内消火栓設備 ・自動火災報知設備 ・誘導灯設備
脱水機棟	RC造 地下1階、地上3階	2,729.51	・消火器 ・放送設備 ・屋内消火栓設備 ・自動火災報知設備 ・誘導灯設備 ・水圧シャッター
ゲート室棟	RC造 地下1階、地上1階	351.00	・消火器 ・放送設備 ・火災報知設備 ・誘導灯設備
池上機械棟(1)	RC造 地上1階	207.01	・消火器 ・放送設備 ・火災報知設備 ・誘導灯設備
池上機械棟(2)	RC造 地上1階	62.99	・消火器 ・放送設備 ・火災報知設備 ・誘導灯設備

池上機械棟(3)	RC造 地上1階	67.03	・消火器 ・放送設備	・火災報知設備 ・誘導灯設備
池上機械棟	RC造 地上1階	62.99	・消火器 ・放送設備	・火災報知設備 ・誘導灯設備
砂ろ過棟	RC造 地下管廊、地上1階	143.12	・消火器 ・放送設備	・火災報知設備 ・誘導灯設備
塩素混和池棟	RC造 地上1階	73.95	・消火器 ・放送設備	・火災報知設備 ・誘導灯設備
汚泥濃縮タンク棟	RC造 地下1階、地上1階	213.16	・消火器 ・放送設備	・火災報知設備 ・誘導灯設備
機械濃縮棟	RC造 地下1階、地上2階	1,151.45	・消火器 ・放送設備	・火災報知設備 ・誘導灯設備
ⅢⅣ系水処理、 脱臭機棟	RC造 地下2階、地上2階	946.59	・消火器 ・放送設備	・火災報知設備 ・誘導灯設備

(2) 地下油タンク漏洩点検

①地下油タンク漏洩試験対象物仕様

地下油タンク漏洩点検の対象物仕様は次のとおりである。

○自家発電機用地下燃料タンク

製造所等の別	貯蔵所
貯蔵所又は取扱所の区分	地下タンク貯蔵所
タンクの種別	鋼製タンク
形状	横置き円筒型
寸法	内径1,600mm、胴長 5,254mm
容積	総容量10,974ℓ、実容量10,000ℓ
材質・板厚	SS400 胴板、鏡板共9mm
貯蔵物種別・最大数量	第4類 第3石油類 A重油、最大貯蔵数量10,000ℓ

② 漏洩点検方法等

ア 漏洩点検の範囲は、地下タンク及びそれに付属する配管、部品並びに、燃料移送配管等。

イ 点検の方法は、消防庁危険物規制課長通達及び指導方針並びにその他地下タンク漏洩試験に関する事項に基づく「微減圧法」、「聴音法」による。

(5) 現場事務所、資材置き場等 指定なし(任意) 指定あり(協議)

5 安全管理

- (1) 受託者は、本業務に対応した安全確保、交通管理及び大雨、台風、地震等についての安全に関する対応並びに監督員が特に求める事項について具体的に計画し、実施しなければならない。
- (2) 受託者は、原則として履行現場への一般の立ち入りを禁止し、板囲い、ロープ等により囲うともに立入禁止の表示をしなければならない。また、稼働中の設備に対しても安全確保を図るため適切な安全施設を施工しなければならない。安全施設の内容については、監督員と協議するものとする。
- (3) 維持管理会社及びその他工事等と輻輳する場所、通路での安全確保については、監督員及び関係者と協議し効果的な措置を講じるものとする。同時作業が発生した場合は、原則として維持管理会社の業務を優先とする。
- (4) 既存設備の運転、停止、休止については、監督員、維持管理会社と協議し予め計画し、実施については原則立会いとする。

6 写真管理

(1) 一般事項

写真管理は、以下に示す事項を基本とする。記載なき事項については、三重県土木工事施工管理基準に定める写真撮影及び日本下水道事業団工事記録写真作成要領を準用する。

(2) 工事写真の分類

以下のとおりとする。

- ①着手前及び完成写真（撮影箇所等については、監督員と協議）
- ②施工状況写真（撮影箇所等については、監督員と協議）
- ③安全管理写真（撮影箇所等については、監督員と協議）
- ④使用材料写真（交換部品等の場合は、新・旧の写真）
- ⑤品質管理写真（必要に応じ、監督員が指示する内容）
- ⑥出来形管理写真 ⑦その他

(3) 撮影、プリント用具

原則としてデジタルカメラとし、撮影素子の100万画素以上とする。カラープリンターは、600dpi

以上の機能を有し通常の使用条件で3年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。

(4) 撮影方法

- 1) 写真撮影に当たっては、次の項目の必要事項を記載した小黒板を被写体とともに写し込むものとする。なお、小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し写真に添付し管理する。(■必要事項)

■①工事(業務)名 ■②工種(業務種別)等 ■③作業内容 □④測点 □⑤設計寸法
□⑥実測寸法 □⑦略図 ■受託者名

- 2) 工事(業務)写真は、あらかじめ施工計画時に撮影箇所を特定すると共に、監督員が指示する箇所及び不可視部分を適切に撮影すること。

(5) 写真の色彩及びサイズ

写真はカラーとし、大きさはサービスサイズ程度とする。ただし、監督員が指示するものは、その指示したサイズとする。

(6) 工事(業務)写真の整理及び提出

- 1) 工事(業務)写真の整理及び提出は、以下のとおりとする。

□①電子媒体で整理 (体裁は監督員と協議)

■②プリント、工事写真台帳(体裁は監督員と協議)

- 2) 事務処理上必要とする着工前、完成の写真は、別途印刷し提出する。

3) 提出部数 □1部 ■2部 □その他(電子ファイル)

7 提出書類

(1) 書類の提出形態

□紙等による。

□電子納品による。(□監督員と対象協議 □電子納品マニュアルによる)

■紙等及び電子納品(区分等については監督員と協議)

(2) 提出書類

請負者は、監督員の指示に従い、下記の書類を提出することとする。

1) 着手前提出

■①業務着手届 1部

■②現場代理人届 1部

■③配置技術者届(資格証明書添付) 1部

■④点検従事者届(資格証明書添付) 1部

■⑤施工(業務履行)計画書 2部(1部返却)

記載事項は、次のとおりとする。

- ・業務の概要
- ・履行体制
- ・使用(測定機材)資機材一覧
- ・実施工程表
- ・各種業務履行要領
- ・安全管理
- ・緊急時の連絡網

2)履行中

■①工事打合せ(協議)議事録 2部(1部返却)

■②その他監督員が指示するもの

■③異常発見の場合 詳細報告書(内容、写真、対処方法、概算見積書) 1部

3)完成時

■①点検結果報告書、総括表共(年2回) 2部

機器点検、機器及び総合保険ごとに終了後、速やかに提出のこと。

■②業務日誌 1部

■③履行状況写真 2部

■④業務完成報告書 1部

■⑤完成図書類

※数量調書(電子納品 1回目点検終了時にCD又はUSBで提出)

※消防設備機器配置図(設置場所が表示できること)

※消火器機能確認抽出計画表

■⑥請負代金請求書 1部

■⑦その他監督員が指示するもの 1部